

県営名古屋空港が提供するサービス

県営名古屋空港（愛知県名古屋飛行場条例（平成 16 年愛知県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 1 条第 1 項に規定する愛知県名古屋飛行場をいう。以下「空港」という。）が提供するサービスは次のとおりとします。なお、詳細はインターネット等にて御確認ください。

1 空港機能施設及び一般駐車場の営業時間

（１）ターミナルビルの開閉時間

午前 6 時から午後 10 時（但し、定期便の遅延等のため必要があると認めるときは、変更することがある。）

（２）給油施設の営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時（但し、事前連絡があれば、午前 7 時から午前 8 時 30 分及び午後 5 時から午後 7 時に対応可能な場合がある。）

（３）一般駐車場の営業時間（自動車を一般駐車場に入出場させることができる時間）

午前 6 時から午後 10 時（但し、定期便の遅延等のため必要があると認めるときは、変更することがある。）

2 空港が提供するサービスに係る施設

（１）総合案内所

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

（２）観光情報センター

総合案内所で観光案内を実施

（３）C I Q 検査場及びビジネス機ターミナル

<https://nagoya-airport.jp/business/usage.html>

（４）国際電話

国際通話可能の公衆電話 搭乗待合 1 台、到着ロビー 2 台

（５）宅配便

総合案内所で宅配事業者への取り次ぎ

（６）手荷物預かり

総合案内所で実施

（７）コインロッカー

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

(8) A T M

物販店内に設置

(9) 貸会議室

<https://nagoya-airport.jp/facilities/rentroom.html>

(10) 車椅子の貸し出し所

総合案内所で貸し出し

(11) インターネット環境

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

(12) 授乳室

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

(13) レンタカー案内所

総合案内所横レンタカーブース及び総合案内所（レンタカー事業者への取り次ぎ）

(14) 飲食店

<https://nagoya-airport.jp/shop/restaurant.html>

(15) 物販店

<https://nagoya-airport.jp/shop/index.html>

(16) 喫煙所

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

(17) 展望デッキ

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

(18) あいち航空ミュージアム

<https://aichi-mof.com>

(19) 空港が提供するその他のサービスに係る施設

<https://nagoya-airport.jp/facilities/service.html>

3 空港に関する情報

(1) 空港管理者の氏名、住所及び連絡先

ア 設置管理者

氏 名：愛知県

住 所：名古屋市中区三の丸3－1－2

連絡先：都市・交通局航空空港課 052－954－6129

イ 指定管理者

氏 名：名古屋空港ビルディング株式会社

住 所：愛知県西春日井郡豊山町大字豊場

連絡先：空港管理部 0568-29-1600

総合案内所 0568-28-5633

(2) ターミナルビル、一般駐車場の管理者の氏名、住所及び連絡先
空港管理者に同じ

(3) 給油施設事業者の氏名、住所及び連絡先

氏 名：マイナミ空港サービス株式会社 名古屋事業所

住 所：愛知県西春日井郡豊山町青山字乗房4520

連絡先：給油課 0568-28-1012

(4) 乗入れ航空会社

株式会社フジドリームエアラインズ

(5) 路線・ダイヤ

<https://nagoya-airport.jp/timetable/index.html>

(6) 給油施設が提供する燃料の種類

J E T A-1、A V G A S 1 0 0 L L

(7) 遊覧飛行運航会社

株式会社セコ・インターナショナル

(8) 着陸料等

ア 着陸料

着陸料は、以下の(a)と(b)の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額になります。

なお、着陸料等に関する特例措置については、条例の附則を参照してください。

【ジェット機】

(a) 重量 25 トン以下 1,050 円/トン

重量 26 トン～100 トン 1,480 円 × (重量-25) トン + 26,250 円

重量 101 トン～200 トン 1,800 円 × (重量-100) トン + 137,250 円

重量 201 トン以上 1,950 円 × (重量-200) トン + 317,250 円

(b) 3,400 円 × (騒音値 - 83) EPN デシベル

【その他の航空機】

(a) 6 トン以下の航空機 1,000 円 (一律)

7 トン以上の航空機 590 円 × (重量-6) トン + 700 円

(b) 3,400 円 × (騒音値-83) EPN デシベル

※ 重量は最大離陸重量を適用し、1 トン未満は1 トンとします。

※ 回転翼航空機に係る騒音値から減じる値は95 とします。

イ 停留料

【23 トン以下の航空機】

3 トン以下 810 円 (一律)

4 トン～6 トン以下 1,620 円 (一律)

7 トン～23 トン以下 30 円 × (重量－6) トン + 1,620 円

【23 トン超の航空機】

25 トン以下 90 円/トン

26～100 トン以下 80 円 × (重量－25) トン + 2,250 円

101 トン～ 70 円 × (重量－100) トン + 8,250 円

※重量は最大離陸重量を適用し、1 トン未満は1 トンとします。

※一週間を超える停留を行う場合は、その超過した期間については2.5 倍の料金となります。

※消費税及び地方消費税は別途加算

例①：最大離陸重量が3 トン以下の航空機が140 時間(5 日と20 時間)停留した場合
(太字部分は変動します)

$(810 \text{ 円} \times 6 \text{ 日}) \times 1.1 = 5,346 \text{ 円}$

例②：最大離陸重量が3 トン以下の航空機が196 時間(8 日と4 時間)停留した場合
(太字部分は変動します)

$((810 \text{ 円} \times 7 \text{ 日}) + (810 \text{ 円} \times (9 \text{ 日} - 7 \text{ 日}) \times 2.5)) \times 1.1 = 10,692 \text{ 円}$

(9) 空港アクセス

ア バス

<https://nagoya-airport.jp/access/index.html>

イ 自動車

<https://nagoya-airport.jp/access/car.html>

ウ タクシー・レンタカー

<https://nagoya-airport.jp/access/taxi.html>

(10) 一般駐車場

<https://nagoya-airport.jp/access/parking.html>

(11) 空港マップ

<https://nagoya-airport.jp/facilities/index.html>

(12) バリアフリー情報

<https://nagoya-airport.jp/facilities/barrier-free.html>

(13) 利用者の意向を反映する仕組み

- ・ターミナルビル内（総合案内所、搭乗待合室）にご意見箱を設置
- ・ホームページからの意見収集

<https://nagoya-airport.jp/contact/contact.html>

(14) 空港に関するその他の情報

愛知県都市・交通局航空空港課ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/>